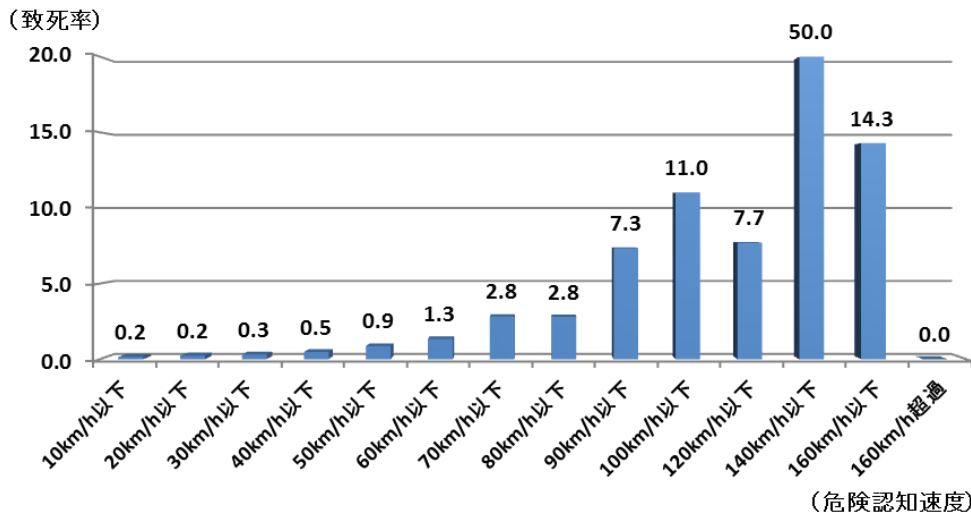


# 【 資 料 】

## 1 危険認知速度別の致死率

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)

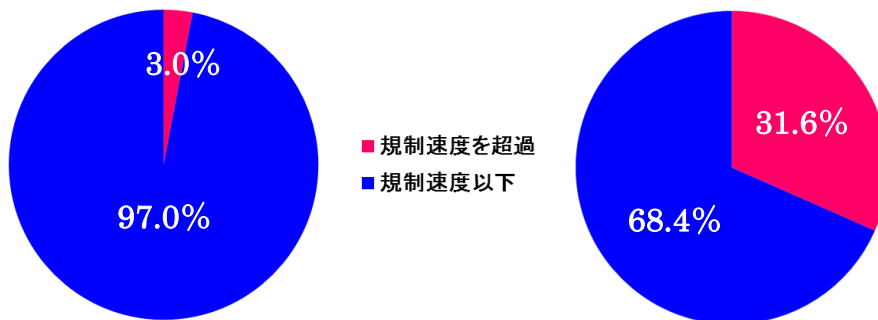


## 2 規制速度を超過した交通事故の発生状況

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)

○ 規制速度を超過した交通事故は、  
全交通事故の3.0%

○ 規制速度を超過した死亡事故は、  
全死亡事故の31.6%



注 「規制速度を超過した交通事故」とは、危険認知速度が交通事故が発生した地点の規制速度を上回った場合における当該交通事故をいう。

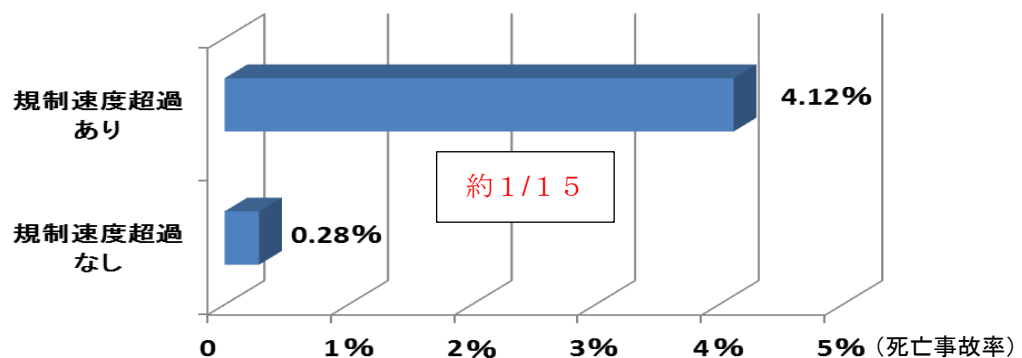
規制速度が設定されていない道路における交通事故については、危険認知速度が法定速度を上回った場合における当該交通事故をいう。

「危険認知速度」とは、交通事故の当事者が原付以上の車両の場合、その運転者が相手方車両、人等を認め、危険を認知した時点の走行速度をいい、具体的には、ブレーキ、ハンドル操作等の事故回避行動をとる直前の速度をいう。

なお、運転者が危険を認知せず、事故に至った場合は、事故直前の速度としている。

## 3 規制速度の超過、非超過別の死亡事故率

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)

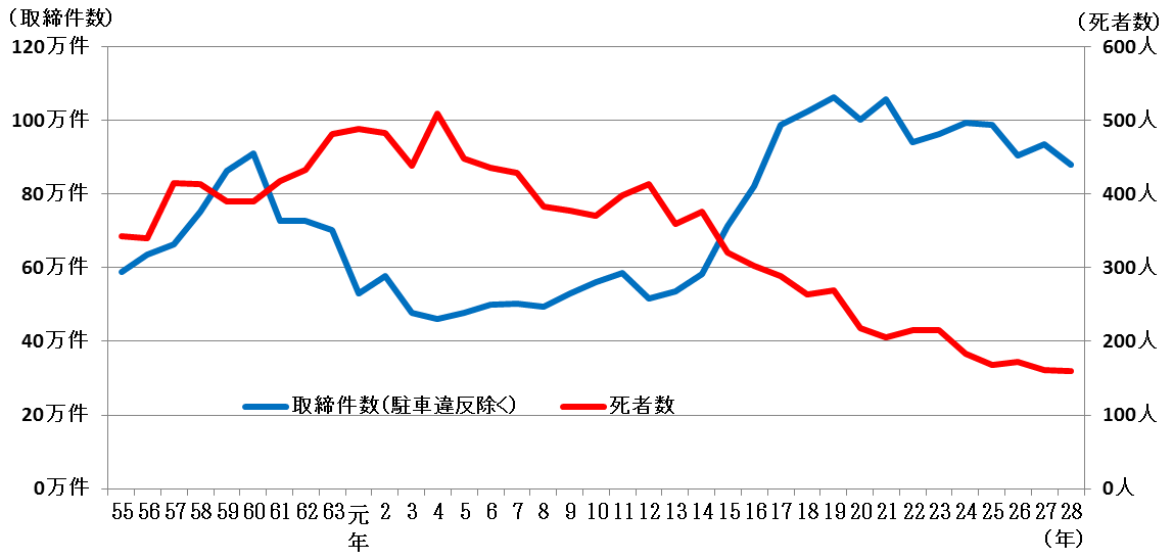


注 「危険認知速度」が「規制速度」を上回った場合に「規制速度超過あり」として計上している。

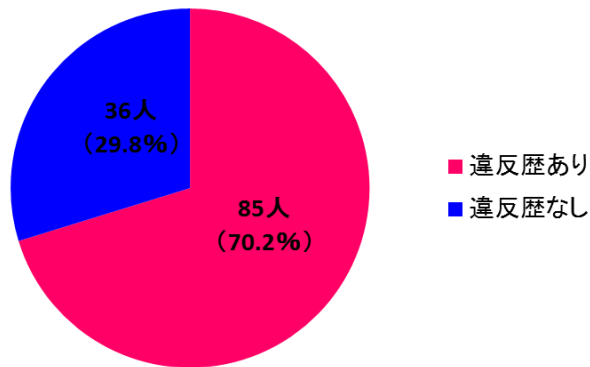
注 「危険認知速度」が「停止中」又は、「調査不能」とされる交通事故を除く。

注 規制速度が設定されていない道路における交通事故については、危険認知速度が法定速度を超過した交通事故件数を計上した。

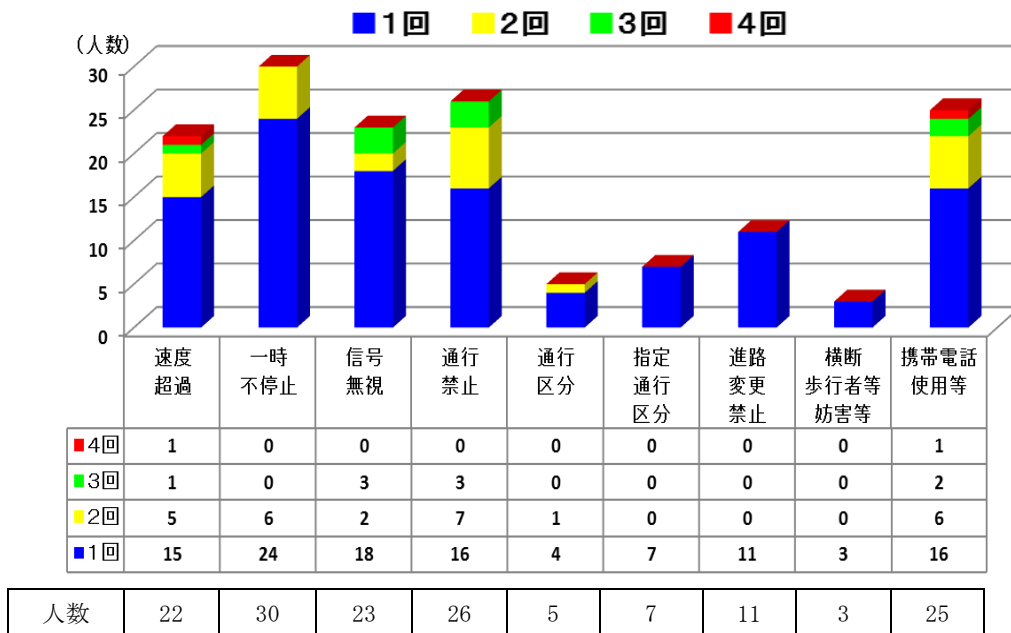
#### 4 交通事故死者数と交通違反取締件数の推移



#### 5 死亡事故第1当事者の違反歴の有無 (平成28年)



死亡事故を起こした者で違反歴があるもの及びその回数(違反の種類別)(平成28年)



注 一人で複数の種類の違反歴を有する場合があることから、違反の種類ごとの違反者数の合計が85人となっていない。

## 6 生活道路における交通事故の当事者別構成率

(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)

- 生活道路における交通事故件数のうち自動車(第1当事者)対歩行者(第2当事者)の占める割合は、17.6%
- 生活道路における交通事故件数のうち自動車(第1当事者)対自転車(第2当事者)の占める割合は、34.8%

		第2当事者(件)							合計
		自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	単独事故	対象外当事者	
第1当事者(件)	自動車	2,974	2,016	6,862	3,476	4	140	1	15,473
		15.1%	10.2%	34.8%	17.6%	0.0%	0.7%	0.0%	78.5%
	二輪車	190	181	727	282	0	142	0	1,522
		1.0%	0.9%	3.7%	1.4%	0.0%	0.7%	0.0%	7.7%
	自転車	521	138	965	548	1	159	4	2,336
		2.6%	0.7%	4.9%	2.8%	0.0%	0.8%	0.0%	11.8%
	歩行者	43	12	9	0	4	0	2	70
		0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	その他	0	0	1	4	0	0	0	5
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
対象外当事者	23	22	132	139	0	1	0	317	
	0.1%	0.1%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	
合計		3,751	2,369	8,695	4,445	9	442	7	19,718

注 「生活道路」については、市街地の幅員5.5m未満の道路として集計した。

注 「自動車」とは、乗用車、貨物車及び特殊車をいう。

注 「その他」とは、路面電車、列車、自転車以外の軽車両をいう。

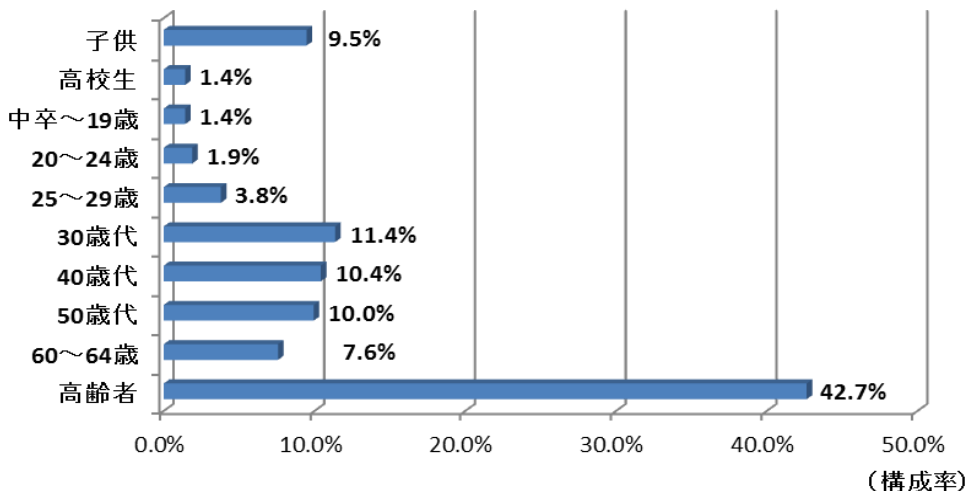
注 「対象外当事者」とは、ひき逃げ等のため、当事者が不明の場合をいう。

注 下段の割合は、本表の総合計に占める各項目の割合を表している。小数点第2位以下は、四捨五入していることから各段の割合の総和が合計の割合と一致しない場合がある。

7 生活道路における交通事故死者・重傷者数の年齢層別構成率

(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)

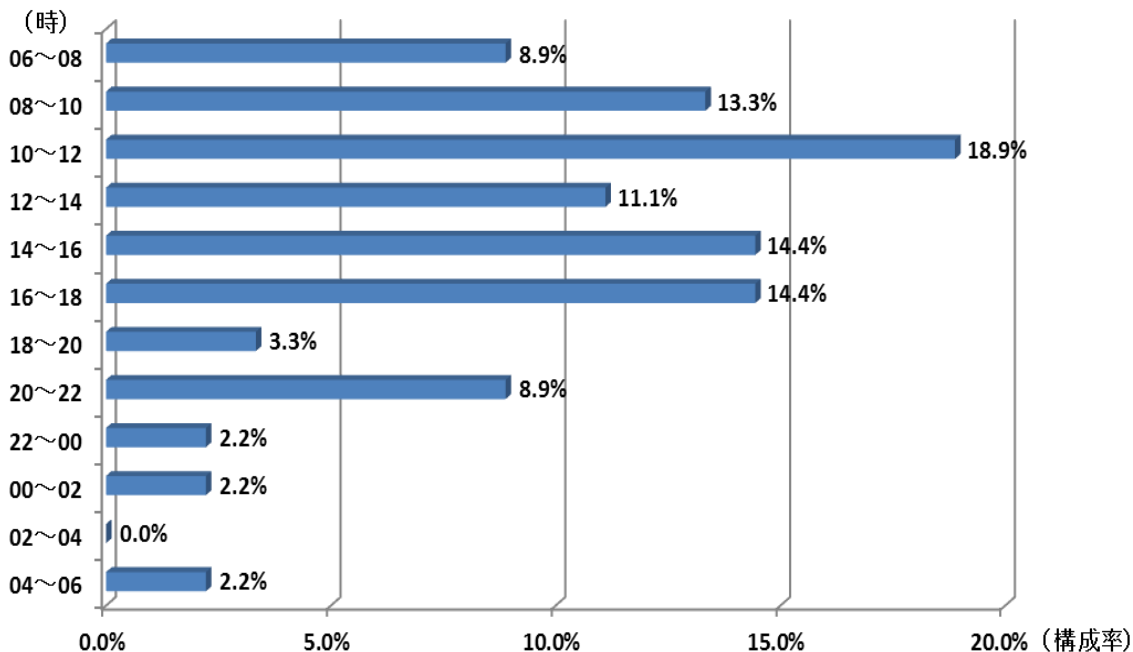
- 生活道路における交通事故死者・重傷者のうち高齢者の占める割合は、42.7%



8 生活道路における高齢者の交通事故死者・重傷者数の時間帯別構成率

(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)

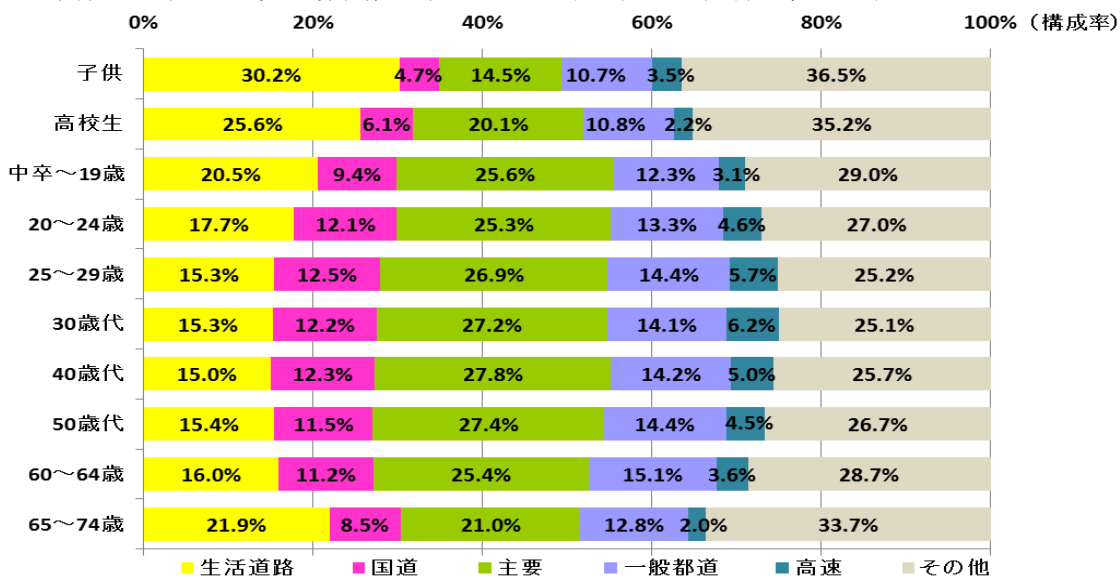
- 生活道路における高齢者の交通事故死者・重傷者は、10時~12時の割合が最も大きく、次いで14時~16、16時~18時となっている。



### 9 年齢層別・道路別の交通事故死傷者数の構成率

(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)

- ・ 子供の交通事故死傷者数のうち生活道路の占める割合は、30.2%
- ・ 高校生の交通事故死傷者数のうち生活道路の占める割合は、25.6%

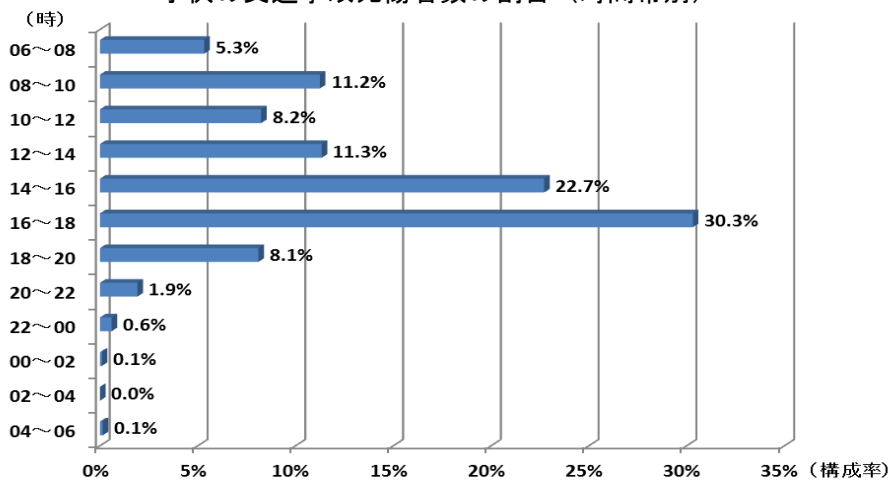


### 10 生活道路における時間帯別交通事故死傷者数

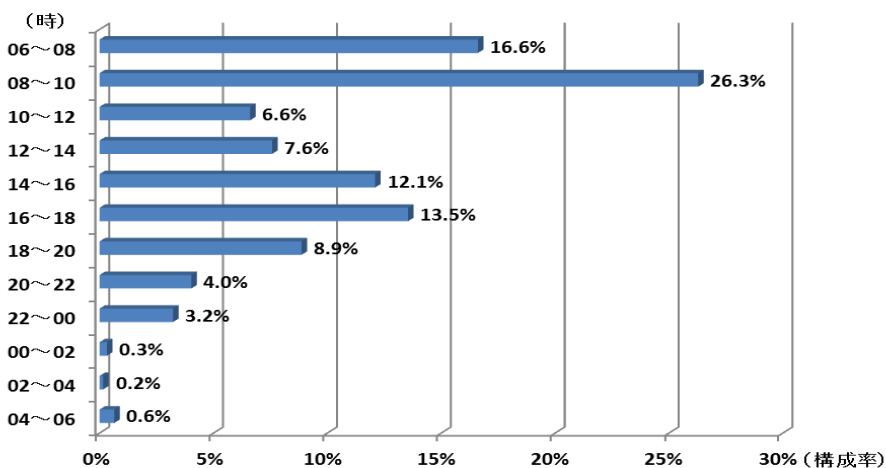
(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)

- ・ 生活道路における子供の死傷者数は、16時~18時が最も大きい。
- ・ 生活道路における高校生の死傷者数は、8時~10時が最も大きい。

子供の交通事故死傷者数の割合(時間帯別)

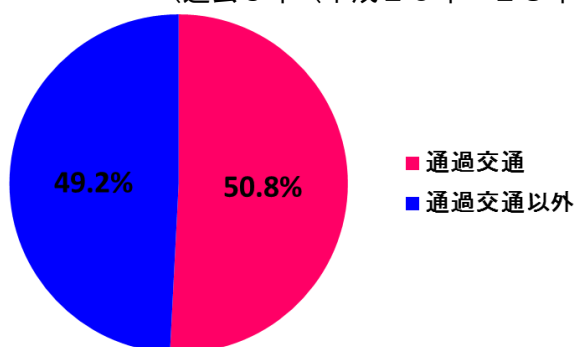


高校生の交通事故死傷者数の割合(時間帯別)



11 生活道路における通過交通と通過交通以外の交通事故件数

(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)



12 規制速度を超過した交通事故が発生した路線数

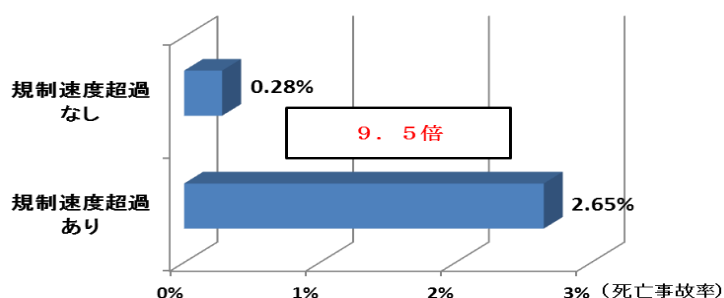
(過去3年(平成26年~28年)合計から算出)

	路線数	速度超過あり	割合
国道	21	18	85.7%
主要地方道	74	68	91.9%
一般都道	111	83	74.8%
計	206	169	82.0%

※ 平成29年の路線データに基づき算出した。

13 生活道路における規制速度の超過、非超過別の死亡率

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)



13~16 共通

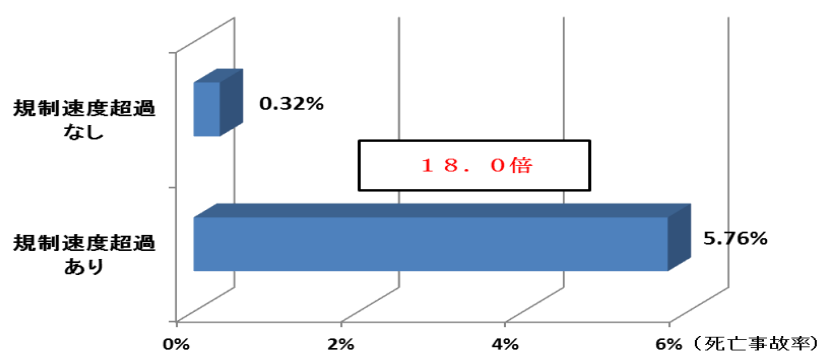
注 「危険認知速度」が「規制速度」を上回った場合に「規制速度超過あり」として計上している。

注 「危険認知速度」が「停止中」又は、「調査不能」とされる交通事故を除く。

注 規制速度が設定されていない道路における交通事故については、危険認知速度が法定速度を超過した交通事故件数を計上した。

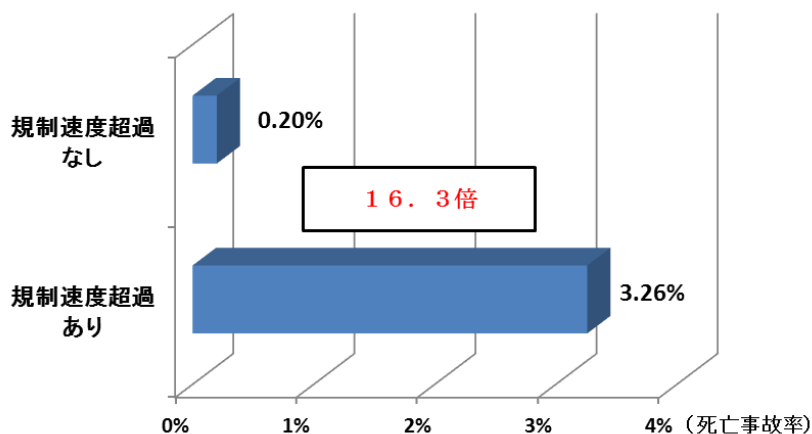
14 幹線道路等における規制速度の超過、非超過別の死亡率

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)



15 高速道路等における規制速度の超過、非超過別の死亡事故率

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)



16 首都高速道路における規制速度の超過、非超過別の死亡事故率

(原付以上運転者(第1当事者)、過去3年(平成26年~28年)合計)

